

## BSL1 微生物等実験を行うに当たって

独立行政法人海洋研究開発機構  
安全・環境管理室

BSL1 微生物等実験を行うに当たり必要な手続き、注意事項は次のとおりです。

## ◆実験スペースの確保について

研究船の運航状況により、BSL1 微生物等実験を実施するにあたり相当の実験スペースを確保できない場合は、実験が行えない場合がありますので予めご了承ください。

## ◆ご用意いただく機材等

オートクレーブ等、必要な機材は事前に確認の上、不足分については各自ご用意ください。

## ◆BSL1 微生物等取扱届の提出

乗船日の1か月前までに BSL1 微生物等取扱届（様式（募）1）に必要事項を記入し提出して下さい。

但し、次に該当する実験の場合は本紙に記載された諸手続きを行う必要はありません。

- ・培養を伴わない保存処理  
（専用容器による凍結保存、成分抽出分離、薬剤による不活固定化など）
- ・人工培地、人工培養液を使用せずに環境下で自然培養をする場合  
（現場培養器の設置、環境中の活性計測など）
- ・環境遺伝子探索のための PCR
- ・DNA の組換え操作を伴う場合（別途、組換え DNA 実験に関する手続きが必要です。）

## ◆実験従事者

実験責任者は計画している BSL1 微生物等実験に従事する方の氏名等を BSL1 微生物等取扱届の実験従事者名簿に記載して下さい。

実験従事者として届け出がない場合は当該 BSL1 微生物等実験に従事することはできません。

## ◆教育・訓練

実験責任者は実験従事者に対し、乗船前に取り扱う微生物等の取扱い技術及び危険度について教育・訓練を実施して下さい。

但し、実験従事者の経歴等から BSL1 微生物等実験を実施するに当たり十分な知識と技量を有しているものと判断される場合は、教育・訓練を免除することができます。

## ◆定期健康診断

実験責任者及び実験従事者は所属機関で行われる定期健康診断を受診して下さい。

乗船日以前1年以内に定期健康診断を受診していない場合は、健康診断を受診して下さい。

定期健康診断を受けていない場合は、実験に従事することができません。

## ◆誓約

実験責任者は BSL1 微生物等実験を研究船上で行うに当たり、機構が定める微生物等実験安

全管理規程の内容を遵守し、実験責任者が指名する実験従事者について指導、監督を行う旨を誓約しなければ研究船上で BSL1 微生物等実験を行うことはできません。

#### ◆微生物等の輸送・保管

実験で使用する微生物等を研究船に搬入する等の輸送時や研究船内での保管時には当該微生物等が漏洩し散逸することの無いよう、密閉するなど十分な対策を講じてください。

また、微生物等を搬入、搬出する場合は、微生物等の名称、レベル、所属機関名、責任者名を明示し、事故時の対処方法を示した文書を添付してください。

海上では荒天のためしばしば大きな動揺を伴いますので、荒天による容器破損を防止する対策も併せてお願いいたします。

#### ◆実験室入口ドアの閉鎖と立ち入りの制限

微生物等実験を行う実験室の入口ドアや舷窓は開放することなく常時閉鎖してください。また、実験関係者以外の入室は原則として禁止してください。

#### ◆汚染の除去および微生物等の廃棄

実験終了後は設備、器具等について、使用した微生物等に最も有効な方法で消毒、滅菌を行うなどの措置を講じてください。但し、微生物等の付着、汚染等がないことが明らかな場合はこの限りではありません。

また、微生物等を廃棄する場合は、実験責任者が責任を持って当該微生物等に最も有効な方法で消毒・滅菌を行って廃棄してください。

なお、注射針等鋭利なもので特別に廃棄方法が定められているものについては当該廃棄方法に従ってください。廃棄方法につきましては、各研究船のルールに従ってください。

#### ◆輸出入

本邦以外での乗船、下船等により試料等について輸出入と見なされる場合には、以下に掲げる法令を確認の上、各所属機関において適切に手続きを行ってください。

- ・植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 7 条に定める輸入禁止品に該当する微生物等の輸入
- ・家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に定める家畜の伝染性疾患の病原体等の輸入
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）と関連法令に定める軍用細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素もしくはそのサブユニット又は遺伝子の輸出、並びにこれらの設計又は製造に係る技術の提供
- ・相手国の法令

#### ◆事故時の対応

乗船中、微生物等による感染、試料の紛失等の事故や異常事態が生じたときは、実験責任者及び実験従事者は拡散の防止や、周囲の者への連絡など実効に適した措置を講じると共に速やかに研究船船長若しくは一等航海士に連絡してください。

下船後に微生物等による感染、試料の紛失等の事故や異常事態が生じたときは、速やかに機構海洋工学センター研究船運航部運航グループ（046-867-9913）若しくは安全・環境管理室（046-867-9118）までご連絡ください。

#### ◆その他

実験を実施するに当たり基準とする技術指針は、世界保健機関（WHO）発行の「実験室バイオセーフティ指針（第3版）」に準拠します。

その他の取り決めについては、機構の微生物等実験安全管理規程の他、関係法令によります。  
ご不明な点はお問い合わせ下さい。

—————（BSL1 微生物等取扱届の記入要領）—————

**【微生物等の名称または由来】**

微生物等の名称が既知の場合は、その微生物等の名称を詳細に記載して下さい。

未同定の微生物等については、その試料の由来が分かるように「深海／深海底下サンプル」等と記載して下さい。

**【BSL 区分】**

微生物等が既知の場合は「BSL1」に○を付けてください。

微生物等が同定されていない場合は、「未同定」に○を付けてください。

**【取扱及び保管責任者】**

実際の BSL1 微生物等の取扱、保管責任者名を記入して下さい。

**【BSL1 微生物等としての取扱根拠】**

実験に使用する既知の微生物等について、微生物等実験安全取扱細則第3条に定める微生物等の BSL 分類（「BSL 分類表」参照）に掲げられていない場合は BSL1 と判断する根拠を記載して下さい。BSL 分類に掲げられている場合及び未同定の微生物等については記載する必要はありません。

**【微生物等を持ち込む場合】**

持出機関名とその責任者名、持込予定日を記入して下さい。

持ち込まない場合は記載する必要はありません。

**【実験従事者名簿】**

氏名、所属機関、役職、連絡先の電話番号メールアドレスを記入して下さい。

連絡先については、事故等が生じた際に速やかに連絡を取ることができる連絡先を記載してください。

**【教育・訓練の実施状況】**

教育・訓練が修了している場合は「了」、実験従事者の経歴等から判断し免除する場合は「免」、未修了の場合は「未」に○を付けてください。

未修了の場合は乗船前までに教育・訓練を実施し、別途「教育訓練の実施日、実施内容、実施対象者、実施者」を記載した教育・訓練実施報告書（様式自由）を作成し報告を行ってください。

**【定期健康診断の受診状況】**

定期健康診断を乗船日前1年以内に受診している場合は「受診済」と記入して下さい。

乗船日以前1年以内に定期健康診断を受けていない場合は「未受診」と記入し、乗船前までに健康診断を受診し、診断書（写しで可）を提出して下さい。

**【実験責任者署名・押印】**

実験責任者は、BSL1 微生物等取扱届の記載内容に相違がない場合は署名し押印して下さい。

# BSL 1 微生物等取扱届

独立行政法人海洋研究開発機構 理事長 殿

届 出 日 平成 年 月 日

実験責任者 (所属機関・役職)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

研究課題名 \_\_\_\_\_

研究航海番号 \_\_\_\_\_

微生物等実験安全管理規程第 15 条第 2 項の規定に基づき、BSL 1 微生物等の取扱いについて届出ます。

微生物等の名称または由来	BSL 区分	取扱及び保管責任者
	BSL1・未同定	

(BSL1 微生物等としての取扱根拠)

微生物等を持込む場合	(持出機関名)・(持出機関の取扱責任者)
	持込予定日： 平成 年 月 日

(BSL1 微生物等取扱届続き)

**【誓約・実験従事者名簿・報告】**

私は、(船名) \_\_\_\_\_ 船上でBSL1 微生物等実験を行うに当たり、実験責任者として独立行政法人海洋研究開発機構の定める微生物等実験安全管理規程の記載事項を遵守します。

また、以下の名簿に掲げる者を実験従事者として届け出、これら実験従事者の指導・監督を行います。なお、以下の実験従事者について、BSL1 微生物等実験に関する教育・訓練の実施状況及び定期健康診断の受診状況について下記のとおり報告いたします。

(実験従事者名簿)

氏名	所属機関・役職 連絡先 (電話番号・メールアドレス)	教育・訓練 の実施状況	定期健康診断 の受診状況
(記載例) 海洋 太郎	海洋研究大学海洋学部 准教授 012-345-6789 k-taroh@kaiyoh.or.jp	了/免/未	受診済
(記載例) 海洋 花子	海洋研究大学海洋学部海洋学科 学生 09-8765-4321 hanako@umi-net.ne.jp	了/免/未	未受診
		了/免/未	

以上のとおり、誓約・報告します。

(実験責任者署名・押印) \_\_\_\_\_ (印)

(ご提出いただきました個人情報については、微生物等実験の安全を管理する目的でのみ使用し、その他の用途には使用しません。また、独立行政法人海洋研究開発機構個人情報保護管理規程に基づき厳正に取り扱います。)

提出先、お問い合わせは…

独立行政法人海洋研究開発機構

海洋工学センター 研究船運航部 運航グループ

〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町2番地15号

電話：046-867-3811（代表）

ダイヤルイン 046-867-9913

電子メール：[sod-rsd@jamstec.go.jp](mailto:sod-rsd@jamstec.go.jp)

ファックス：046-867-9915（運航グループ直通）

URL：<http://www.jamstec.go.jp/>